

離婚給付等契約証書

* * * * (以下「甲」という。)、* * * * (以下「乙」という。)とは、令和* *年*月*日、表題の件に関し、以下のとおり契約を締結した。

第1条 甲及び乙は、本日、協議離婚することに合意し、離婚届にそれぞれ署名・押印し、甲(又は乙)において速やかに離婚届出をする。

※ 離婚の届出が必ずなされるように、届出を甲乙いずれかに決めておくことをお勧めいたします。

第2条 甲及び乙は、甲乙間の未成年者の長男・* * * * (平成* *年*月*日生。以下「丙」という。)及び長女・* * * * (平成* *年*月*日生。以下「丁」という。)の親権者を乙(又は甲)と定め、乙(又は甲)において丙及び丁を監護養育することに合意する。

第3条 甲(又は乙)は乙(又は甲)に対し、本件離婚届の届出の有無にかかわらず、丙及び丁の養育費として、令和* *年*月から丙及び丁がそれぞれ満* *歳に達する日の属する月まで、1人当たり1ヶ月金*万

円（2人で＊万円）の支払義務があることを認め、これを毎月＊日（たとえば、末日）限り、下記口座に振り込む方法により支払う。

記

銀行名 * * 銀行 * * 支店

預金種別 普通預金

口座番号 * * * *

口座名義人 * * * *

※ 養育費の取り決めは、万一お子様のうちの1人が養育費支払期間中死亡された場合いくら支払うかという問題が生じないように、上記のように各人ごとに決めることをお勧めいたします。
また、支払期日及び金額が確定していないと、強制執行ができません。

2 甲乙双方は、上記金員のほか、丙及び丁のための事故その他特別の出費が必要となった場合には別途協議する。また、上記金額は、物価の変動その他事情の変更に応じて甲乙協議の上増減できるものとする。

第4条 乙(又は甲)は甲(又は乙)に対し、甲(又は乙)が1か月に1回程度、丙及び丁と面会交流するこ

とを認める。面会の具体的な日時、場所、方法等は、甲と乙が、丙及び丁の福祉に十分配慮しながら定めるものとする。

第5条 甲(又は乙)は乙(又は甲)に対し、離婚に伴う慰謝料として、金＊＊＊＊＊万円を支払う。

2 甲(又は乙)は乙(又は甲)に対し、前項の債務を＊＊回に分割して、令和＊＊年＊月から令和＊＊年＊月まで、毎月＊日（たとえば、末日）限り、金＊＊万円ずつ（但し、最終回は＊＊万円とする。）乙(又は甲)の指定する第3条第1項記載の口座に振り込む方法により支払う。

※ 慰謝料の取り決めがない場合には不要な規定です。なお、支払期日及び金額が決まっていないと、強制執行できません。

第6条 甲(又は乙)は乙(又は甲)に対し、離婚に伴う財産分与として、下記不動産を給付するものとし、同不動産について、乙(又は甲)のために上記財産分与を原因とする所有権移転登記手続をするものとする。なお、登記手続に要する費用は、乙(又は甲)の負担とする。

記

(建物)

所在 * * 区 * * 町 * 丁目 * 番地 *

地番 * 番 *

種類 * *

構造 * * *

床面積 1 階 * * . * * m²2 階 * * . * * m²

※ 住宅ローン返済中の不動産の財産分与を受け
るときは、事前にローン債権者（銀行等）と
協議をされ、名義変更しても一括返済の請求
を受けることがないか確認する必要がありま
す。

第 7 条 甲 (又は乙) が第 5 条第 2 項の分割金の支払を
遅滞し、かつ、その金額が * * 万円に達したときは、
甲 (又は乙) は乙 (又は甲) に対し、乙 (又は甲) か
らの通知・催告がなくとも当然に期限の利益を失い、
第 5 条第 1 項記載の金員から既払金を控除した残額及
びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から完
済に至るまで年 * * パーセントの割合による遅延損害

金を付加して支払う。

※ 遅延損害金の定めがない場合には不要な規定です。

第8条 甲（第＊号改定者。基礎年金番号：＊＊＊＊－＊＊＊＊）と乙（第＊号改定者。基礎年金番号：＊＊＊＊－＊＊＊＊）は、本日、厚生労働大臣に対し対象期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合を＊＊（たとえば、0.5）とする旨合意した。

2 乙（又は甲）は、速やかに、厚生労働大臣に対し、前項の請求をする。

※ 年金分割の定めがない場合には不要な規定です。

第9条 甲及び乙は、本件離婚に関し、以上をもってすべて解決したものとし、今後、財産分与、慰謝料等名目の如何を問わず、互いに一切の財産上の請求をしない。また、甲及び乙は、本契約に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

※ 本契約ですべて解決したものとする規定で、なお一部未解決で今後協議するものがある場合に

は不要です。

第10条 甲及び乙は、自己の住所・勤務先の変更等があつたときは、各々相手方に通知する義務を負う。

第11条 甲(又は乙／及び乙)は、本証書記載の金銭債務を履行しないときは直ちに強制執行に服する。

以上

※ 上記はサンプルですので、必要に応じて加除訂正してください。